

# 鳥取県障がい者プラン

～共に生きる社会の構築を目指して～

平成27年3月

(平成30年3月改定)

(令和3年3月改定)

(令和6年3月改定)



## はじめに

鳥取県では、平成21年に「障がいを知り、共に生きる」をスローガンとするあいサポート運動を全国に先駆けて展開してきました。現在では中国地方5県を含む8県16市6町及び韓国江原道と、全国・海外へと運動の輪が広がっています。

平成25年には、「手話を言語として認めて欲しい」というろう者の切実な声を受けて、全国で初めて鳥取県手話言語条例を制定し、昨年10年の節目を迎えました。この条例に基づき、様々な施策を通じて手話言語への理解・普及を進めてまいりました。“手話の聖地”鳥取県で、高校生が青春をかけ熱演を繰り広げる「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」に加え、令和5年からはより多くの方に手話言語を身近に感じ、その魅力を体感していただける「とっとり手話フェス」も開催しています。

スポーツの分野では、令和2年にはユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」のオープンなど、活動場所の確保や指導者確保についても前進しました。また、令和5年2月には、全国の自治体初の障がい者アートに特化した「鳥取県立バリアフリー美術館」を創設し、障がいのある方による文化芸術作品の魅力を発信しています。

就労に関しては、工賃向上に積極的取り組み、品質の高い商品開発支援や共同受注体制の充実、農福連携体制の推進など、様々な施策を展開してまいりました。こうした本県独自の取組、先進的な取組は全国から注目を集めております。

令和6年度は、あいサポート運動が15周年の節目を迎えます。障がいのあるなしにかかわらず、互いを尊重し支え合うことで共生社会の実現を目指すこの運動を、更に推進してまいります。

本県では、平成26年度に「鳥取県障がい者プラン～共に生きる社会の構築を目指して～」を策定し、「障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して生活でき、共に社会の構成員としてお互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現」を目標に、各種施策に取り組んでまいりましたが、この間、障がい者を取り巻く国内外の環境は大きく変化しています。

平成26年1月、我が国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。その実現のため、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」の制定など、多くの国内法が整備されました。令和4年9月には、国連の障害者権利委員会から日本政府に対する勧告が出されています。令和6年4月には、改正障害者差別解消法の施行により、事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されます。

情報アクセス関係については、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」が

令和元年に施行され、当県は全国で初めて「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定しました。令和4年には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立し、国や地方公共団体は、全ての障がいのある方が等しく情報を取得・利用し、意思疎通を図る施策を実施することが定められました。

また、令和3年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、医療的ケア児やその家族の日常生活、社会生活を支援するため、国や地方公共団体等の行う様々な支援措置が責務とされています。

県では、こうした国内外の環境の変化や、これまでの施策の現状と課題等を踏まえ、この度、「鳥取県障がい者プラン～共に生きる社会の構築を目指して～」を改訂しました。

このプランでは、「共に生きる社会の構築」を基本理念とし、障がいのある人の社会参加の促進、障がいのある人が能力や適性を生かせる環境の整備、障害福祉サービスの充実、安全で安心して住みやすいまちづくりなどに視点をおき、障害福祉サービスだけでなく、情報アクセス・コミュニケーション支援、文化・芸術活動、スポーツの充実など、福祉の枠にとらわれない幅広い分野での施策の充実を図るとともに、取組を更に力強く前進させることとしています。また、令和5年度の改定では、「工賃3倍計画」と「障がい者アート計画」を本プランに統合し、一体的に実効性を高めていくこととしています。

なお、プラン改定に当たっては、鳥取県障害者施策推進協議会及び鳥取県地域自立支援協議会の委員の皆様方をはじめ、障がいのある人や家族を対象としたアンケート調査、障がい者団体等との意見交換及びパブリックコメント等を通じ、広く多くの県民の皆様から貴重な御意見、御指導をいただきました。改めて、厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

鳥取県知事 平井伸治

## 【目次】

I	鳥取県障がい者プランについて	
1	あいサポート条例に基づく「共に生きる社会」を目指して	1
2	プランの性格・位置づけ	2
3	プランの期間	5
4	障がい保健福祉圏域	5
5	プランの推進	6
6	これまでの障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画等の進捗状況	8
II	鳥取県の現状と今後の見通し	
1	障がい者数等の推移	13
2	障害福祉サービス等の利用状況	26
3	障がい者数等の今後の見通し	28
4	就労継続支援B型事業所の現状と課題	40
III	障がい者を取り巻く環境の変化	
1	障害者総合支援法の改正	42
2	児童福祉法の改正	44
3	精神保健福祉法の改正	45
4	障害者雇用促進法の改正	48
5	障害者差別解消法の改正	50
6	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行	51
7	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	52
8	読書バリアフリー法の施行	53
9	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	54
10	バリアフリー法の改正	55
IV	鳥取県の課題	56
V	プランの基本的な考え方	
1	基本理念	58
2	基本目標	59
3	各分野に共通する横断的視点	60
VI	分野別施策の基本的方向	
1	生活支援	61
2	保健・医療	68
3	安全・安心	72
4	情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実	74
5	生活環境	77
6	雇用・就業等	78
7	教育、スポーツ	82
8	文化・芸術活動	84
9	差別の解消及び権利擁護の推進	89

10	あいサポート運動の推進等	91
VII	計画の数値目標・見込量等	
1	障害福祉サービス等の目標・見込量	93
2	成果目標	93
3	サービス見込量等	99
4	その他の数値目標	113
	(参考) 第6期鳥取県障がい福祉計画及び第2期鳥取県障がい児福祉計画に規定した施策 の評価・実績等	117
	(資料1) 鳥取県障がい者計画(H21～H25)の目標及び実績	137
	(資料2) 第4期鳥取県障がい福祉計画に規定した施策の評価・実績	141
	(資料3) 第5期鳥取県障がい福祉計画及び第1期鳥取県障がい児福祉計画に規定した施 策の評価・実績	154
	(資料4) 令和4年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査の結果について	172
	(資料5) 平成29年度鳥取県障がい児の保護者のニーズ調査の結果について	178
	(資料6) あいサポーター・アートセンターについて	183